



市 章

大津市公報

令 和 7 年 12 月 22 日
号 外 (第 68 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 規 則	
94	大津市新庁舎整備基本設計・実施設計事業者選定委員会規則…………… 1
95	大津市技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則…………… 2
96	大津市技能労務職会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則…………… 5
97	大津市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 7
98	大津市認定こども園の認定の手續等及び運営の基準に関する規則の一部を改正する規則…………… 7
99	大津市火入れに関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 7
100	大津市火災予防規則の一部を改正する規則…………… 8
○ 企 業 局 管 理 規 程	
21	大津市企業局職員給与規程の一部改正…………… 8
○ 教 育 委 員 会 規 則	
9	大津市義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 9

規 則

大津市新庁舎整備基本設計・実施設計事業者選定委員会規則を公布する。

令和7年12月22日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第94号

大津市新庁舎整備基本設計・実施設計事業者選定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市附属機関設置条例（平成24年条例第49号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、大津市新庁舎整備基本設計・実施設計事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、公募提案方式により市役所の新庁舎の整備に係る基本設計及び実施設計を行う事業者を選定するために必要な事項を審査するとともに、その選定手続に関し必要な事項を調査審議し、その結果を答申する。

(委員の数等)

第3条 条例第3条の規定に基づき委嘱し、又は任命する委員の数は、次の各号に掲げる条例別表委員の構成欄に規定する委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 学識経験を有する者 7人
- (2) 市職員 2人

2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から市長に対する答申を行う日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部管財課庁舎整備室において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

大津市技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月22日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第95号

大津市技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

大津市技能労務職員の給与に関する規則（昭和55年規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

技能労務職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級
	号給	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	1	円 195,800	円 309,800
	2	196,900	311,300
	3	198,100	312,700
	4	199,200	314,100
	5	200,300	315,500
	6	202,000	316,600
	7	203,600	317,600
	8	205,200	318,800
	9	206,700	320,000
	10	208,400	321,600
	11	210,000	323,200
	12	211,600	324,800
	13	213,100	326,200
	14	214,800	327,800
	15	216,500	329,400
	16	218,200	331,000
	17	219,400	332,400
	18	221,000	334,100
	19	222,600	335,700
	20	224,100	337,300
	21	225,600	338,700
	22	227,200	340,400
	23	228,800	342,100
	24	230,400	343,700
	25	232,000	344,900
	26	233,700	346,800
	27	235,000	348,500

	28	236,300	350,100
	29	237,600	351,600
	30	238,700	353,200
	31	239,800	354,800
	32	240,900	356,400
	33	242,000	358,100
	34	243,300	359,900
	35	244,700	361,700
	36	246,100	363,500
	37	247,500	365,000
	38	248,900	366,400
	39	250,300	367,800
	40	251,700	369,200
	41	253,100	370,700
	42	254,300	371,500
	43	255,600	372,400
	44	256,900	373,400
	45	258,100	374,300
	46	259,300	375,400
	47	260,500	376,300
	48	261,700	377,300
	49	262,800	378,200
	50	263,900	378,900
	51	265,000	379,600
	52	266,100	380,200
	53	267,000	380,600
	54	268,000	381,200
	55	269,000	381,800
	56	270,000	382,500
	57	271,000	382,800
	58	271,900	383,500
	59	272,700	384,200
	60	273,600	384,800
	61	280,300	385,100
	62	281,300	385,600
	63	282,200	386,200
	64	283,200	386,800
	65	284,200	387,100
	66	285,200	387,700
	67	286,200	388,400
	68	287,200	389,000

	69	288,200	389,400
	70	289,500	389,900
	71	290,800	390,500
	72	292,000	391,000
	73	293,200	391,500
	74	294,500	392,100
	75	295,700	392,500
	76	296,900	392,800
	77	297,900	393,200
	78	299,100	393,700
	79	300,300	394,100
	80	301,600	394,500
	81	302,900	394,900
	82	303,900	395,400
	83	304,900	395,800
	84	305,900	396,200
	85	307,000	396,500
	86	308,200	
	87	309,300	
	88	310,500	
	89	311,600	
	90	312,900	
	91	314,200	
	92	315,500	
	93	316,700	
	94	318,000	
	95	319,300	
	96	320,600	
	97	321,900	
	98	323,100	
	99	324,400	
	100	325,500	
	101	326,400	
	102	327,700	
	103	329,000	
	104	330,300	
	105	331,400	
	106	332,700	
	107	333,900	
	108	335,100	
	109	336,400	
	110	337,400	

	111	338,500	
	112	339,600	
	113	340,300	
	114	341,200	
	115	341,900	
	116	342,700	
	117	343,500	
	118	343,900	
	119	344,400	
	120	345,100	
	121	345,900	
	122	346,600	
	123	347,300	
	124	347,900	
	125	348,400	
定年前再任用 短時間勤務職員	基準給料月額		基準給料月額
		円	円
		269,500	290,100

別表第4(8)の項中「730円」を「1,080円」に、「1,095円」を「1,620円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則（別表第1の改正規定に限る。）による改正後の大津市技能労務職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の大津市技能労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。
(特殊勤務手当に係る経過措置)
- 改正後の別表第4の規定は、この規則の施行の日以後に開始する勤務に対する手当について適用し、同日前に開始した勤務に対する手当については、なお従前の例による。
(その他)
- 前2項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

大津市技能労務職会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月22日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第96号

大津市技能労務職会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

大津市技能労務職会計年度任用職員の給与に関する規則（令和2年規則第30号）の一部を次のように改正する。
別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

技能労務職給料表

号給	給料月額（円）
1	195,800
2	196,900

3	198,100
4	199,200
5	200,300
6	202,000
7	203,600
8	205,200
9	206,700
10	208,400
11	210,000
12	211,600
13	213,100
14	214,800
15	216,500
16	218,200
17	219,400
18	221,000
19	222,600
20	224,100
21	225,600
22	227,200
23	228,800
24	230,400
25	232,000
26	233,700
27	235,000
28	236,300
29	237,600
30	238,700
31	239,800
32	240,900
33	242,000

備考

- 1 市立保育所及び幼保連携型認定こども園に勤務する用務員（調理補助の業務に従事する者に限る。）のうち、上司の命を受けて調理の工程の責任者が担う業務の一部と同等の業務に従事すると市長が認める者の給料月額、この表の額に3,000円を加算した額とする。
- 2 調理員（小学校等調理員（市立小学校及び中学校に勤務する調理員をいう。以下同じ。）を除く。）のうち、調理業務を統括する立場にあると市長が認める者の給料月額は、この表の額に10,000円を加算した額とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大津市技能労務職会計年度任用職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正後の規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の大津市技能労務職会計年度任用職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。
（その他）
- 4 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月22日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第97号

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成18年規則第51号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第16条第1項」を「第17条第1項」に改める。

第7条中「第19条第1項」を「第20条第1項」に改める。

第8条中「第21条第1項第2号」を「第22条第1項第2号」に改める。

第9条第1項中「第22条第1項第1号」を「第23条第1項第1号」に改め、同条第2項中「第22条第2項第1号ア」を「第23条第2項第1号ア」に改め、同条第3項中「第22条第2項第3号」を「第23条第2項第3号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市認定こども園の認定の手続等及び運営の基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月22日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第98号

大津市認定こども園の認定の手続等及び運営の基準に関する規則の一部を改正する規則

大津市認定こども園の認定の手続等及び運営の基準に関する規則（令和元年規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項第9号中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼稚園型認定こども園の職員にあっては、学校教育法（昭和22年法律第26号）第28条第2項において準用する法第27条の2第1項各号）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市火入れに関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月22日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第99号

大津市火入れに関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市火入れに関する条例施行規則（昭和59年規則第37号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「、乾燥注意報又は」を「若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは」に改め、同条第2項中「、乾燥注意報」を「若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報」に改める。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

大津市火災予防規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月22日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第100号

大津市火災予防規則の一部を改正する規則

大津市火災予防規則（昭和59年規則第43号）の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

（火災に関する注意報及び警報）

第26条 市長は、法第22条第3項の規定による火災に関する警報（以下「火災警報」という。）が発せられている場合を除き、次の各号のいずれかに該当するときは、火災に関する注意報（以下「火災注意報」という。）を発するものとする。ただし、降雨、降雪その他これらに類する事由により火災注意報を発する必要がないと認められるときは、この限りでない。

- (1) 滋賀県知事から法第22条第2項の規定による通報を受けたとき。
- (2) 日々火災が多発しているとき。
- 2 火災注意報は、その必要がなくなったときは、解除するものとする。
- 3 市長は、火災注意報を発し、又は解除した旨を伝達するために、これに必要な施設を管理する者とあらかじめ協定して、当該施設を利用するものとする。
- 4 火災警報（林野火災の予防を目的として発するもの（以下「林野火災警報」という。）を除く。）は、気象の状況が、次の各号のいずれにも該当するときに発するものとする。
 - (1) 滋賀県知事から法第22条第2項の規定による通報を受けたとき。
 - (2) 火災の発生及び延焼拡大の危険が極めて大きいと認めるとき。
- 5 条例第30条第5号の規定により市長が指定する区域は、火入れに関し森林法（昭和26年法律第249号）第21条第1項の規定による市長の許可を受ける必要のある森林又は土地の区域（以下「火入れ制限区域」という。）とする。
- 6 第2項及び第3項の規定は、火災警報について準用する。

第26条の次に次の1条を加える。

（林野火災に関する注意報及び警報）

第26条の2 条例第30条の8第1項に規定する林野火災に関する注意報（以下「林野火災注意報」という。）は、火災警報が発せられている場合を除き、気象の状況が次の各号のいずれかに該当するときに発するものとする。ただし、降雨、降雪その他これらに類する事由により林野火災注意報を発する必要がないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下で、前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下のとき。
- (2) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下で、乾燥注意報が発せられているとき。
- 2 条例第30条の8第3項の規定により市長が指定する区域は、火入れ制限区域とする。
- 3 林野火災警報は、気象等の状況が、次の各号のいずれにも該当するときに発するものとする。
 - (1) 第1項各号のいずれかに該当するとき。
 - (2) 強風注意報が発せられているとき。
 - (3) 山林、原野等における火災の発生及び延焼拡大の危険が極めて大きいと認めるとき。
- 4 条例第30条の9の規定により市長が指定する区域は、火入れ制限区域とする。
- 5 前条第2項及び第3項の規定は、林野火災注意報及び林野火災警報について準用する。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

企 業 局 管 理 規 程

大津市企業局管理規程第21号

大津市企業局職員給与規程（昭和34年公営企業部管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月22日

大津市公営企業管理者 南 堀 弘

第9条第2項第1号中「480円」を「710円」に改め、同項第2号中「730円」を「1,080円」に改める。

第13条第2項第1号中「248,600円」を「259,300円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和7年12月22日から施行する。
- 2 改正後の第13条第2項第1号の規定（以下「改正後の規定」という。）は、令和7年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正後の規定を適用する場合には、改正前の大津市企業局職員給与規程第13条第2項第1号の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

教 育 委 員 会 規 則

大津市義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月22日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

大津市教育委員会規則第9号

大津市義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

大津市義務教育等教員特別手当に関する規則（平成4年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次項」を「次項第2号」に改め、同条第2項中「かかわらず、」の次に「次の各号に掲げる」を加え、「属する職務の級及び小学校等任期付講師の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額（育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。）」を「区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 条例第12条第3項第1号に掲げる校務を分掌する小学校等任期付講師 次号に定める額に3,000円を加算した額
- (2) 条例第12条第3項第2号に掲げる校務を分掌する小学校等任期付講師 その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額（育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。）

別表第2中	「	円	「	円	に改める。
		2,000		1,300	
		2,000		1,300	
		2,100		1,400	
		2,200		1,500	
		2,300		1,600	
		2,400		1,700	
		2,600		1,800	
		2,700		1,900	
		2,800	を	1,900	
		2,900		2,000	
		3,100		2,200	
		3,200		2,200	
		3,300		2,300	
		3,400		2,400	

3,500	2,400
3,600	2,500
3,700	2,600
3,800	2,600

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

正 誤

令和7年4月1日付け号外第23号

頁	箇所	誤	正
10	上から11行目	改める	改め、同条第5項中「100分の10」を「100分の9」に改める